

○「議案第136号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 川崎港コンテナターミナルへの指定管理者制度導入の経緯について**

京浜港において国際戦略港湾制度の検討がなされたことを契機に、今後のコンテナターミナルの活性化や貨物取扱量増加に向けたポートセールスのためには民間のノウハウや経験を生かしていくことが重要と考え、指定管理者制度を導入した。また、利用料金制導入によりインセンティブの働く制度設計としているため、指定管理者自身の経営努力により航路誘致や貨物集貨量の増加を図り、結果として本市の歳入増につながるものと考え、条例改正を行うものである。

*** 今後のコンテナターミナル運営の展望について**

現在は、川崎臨港倉庫埠頭株式会社及び横浜川崎国際港湾株式会社の2社共同事業体による運営形態となっており、指定管理期間は平成32年度までの3年間である。最終的には運営会社に国有及び市有財産の貸付けを行い、より民間活力を生かした運営とすることが国際戦略港湾制度における港湾運営会社制度の考え方であるため、平成33年度以降のコンテナターミナルの運営形態については、局内や事業者等と協議の上、検討していきたい。

*** 利用料金収入と市への納付金の内訳について**

試算では、貨物取扱量を12万TEUとした場合、利用料金収入が約3億4,000万円、指定管理に要する経費が約1億2,000万円と見込んでいる。市への固定納付金を約8,000万円とし、さらに、利用料金収入から指定管理に要する経費と固定納付金を差し引いた金額の9割以上についても変動納付金として本市へ納入される制度設計としており、仮にその金額を約1億2,000万円とした場合、本市の歳入見込みは合計で約2億円と算定している。また、その場合の指定管理者の収益は約900万円である。なお、ポートセールスに係る人員配置の経費や、9割以上とした変動納付金の割合については、今後、指定管理予定者から収支計画書の中で示される予定である。

*** コンテナターミナルの主要取扱貨物について**

川崎港の特長であるコンテナターミナル直背後の物流拠点にある冷凍冷蔵倉庫群を活用した食品関係の貨物や中国、ベトナム等から輸入される家具・装備品の類が多く取り扱われている。特に家具・装備品の取扱いが輸入品目では最も多く、北関東まで輸送する大手家具メーカーを始め、かなりの割合を占めている。

*** コンテナターミナルと市内の中小企業との関係について**

コンテナターミナルに関わる港湾運送やコンテナ輸送事業者の多くは中小企業であり、更に経済波及効果により中小企業を支えていくことがコンテナターミナルの重要な役割の一つと考えている。また、今年度から川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度を設けており、現段階で、3～4社からの申請を

受けている。今後も川崎商工会議所等と連携を図りながら、市内中小企業にとっても利用しやすいコンテナターミナルとして発展させていきたいと考えている。

*** 川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度とコンテナ取扱量の関係について**

川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度は、川崎港の利用促進を図り、実際に利用する中で利便性等を感じてもらうことで、継続的に川崎港を利用する荷主・船主が増加することを狙いとしている。補助金自体ではなく利便性等に魅力を感じる荷主・船主が増えていくことで、仮に補助金制度が無くなった場合にも、結果的に取扱貨物量が増えることを目指している。

*** 今後の船舶給水に対する考え方について**

船舶給水については、給水需要の減少や岸壁給水設備の改修費用が多大であることから、現状の運搬給水のみで対応することとした経緯がある。その後、平成28年度における給水船のトラブルや平成29年度の運搬給水事業に係る入札不調といった事態が生じたため、今後の船舶給水業務の在り方について、再度検討を行った。今回、給水業務の安定化を図ることを目的に、必要最小限の岸壁給水設備を整備することで複数の給水手段を有することとしたが、今後とも運搬給水を基本とする方針に変更はない。

*** 平成30年度の船舶給水に関する入札について**

複数の事業者から船舶給水事業について問合せを受けていることから、平成30年度の選定に当たっては、事業者が年間を通して安全かつ確実に業務ができるか否かを判断するため、入札価格だけでなく、業務遂行能力や信頼性、社会性等を一体として評価する方式に変更した上で、入札を実施する予定である。

《意見》

* 物流コンテナ事業を取り巻く環境は、中国やシンガポールの躍進等から厳しい状況にあり、現地製造・現地販売の流れが進む現状において、港湾物流自体に今後の発展性がないものと考えている。このため、ポートセールス等の実施による拡張路線を進めるのではなく、既存の冷蔵冷凍倉庫群等を生かし、市内の中小企業の利用促進等を図るべきであると考え。また、川崎港コンテナターミナルへの指定管理者制度の導入にも反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

* 主要港における岸壁給水については、川崎港以外の全ての主要港で実施されていることから、岸壁給水設備の整備を早急に行ってほしい。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第139号 橘処理センター建設工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 工事の分離・分割発注に関する取組について**

本件の関連工事として、今後発注予定である橘リサイクルコミュニティセンターの改修工事、関係する設備工事及び隣接する川崎市民プラザの立体駐車場解体撤去工事については、市内中小企業へ受注機会を提供するため、分離発注を行う

予定である。

《意見》

- * 橋処理センター用地については、土壌汚染が確認されていることから、対策に万全を期すとともに、建設工事を進めるに当たっては、騒音や振動、ほこりの発生等についても、近隣住民に最大限配慮した上で行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第150号 公有水面埋立てについて」

《主な質疑・答弁等》

* 公有水面埋立ての費用負担について

J R 東海が事業費 200 億円を負担することから、基本的にはその範囲内の事業を計画している。不測の事態等により事業費が 200 億円を超過した場合には、同社との覚書に基づきその都度協議することとなり、原因等を鑑み、必要に応じて J R 東海に請求することとなる。

* 埋立事業完了後の基盤整備について

基盤整備の事業費は埋立て後の地盤改良も含め、現段階で約 40 億円と試算している。埋立て完了後の土地利用として、現在は埠頭用地及び港湾関連用地としての活用を考えているが、埋立てが完了するのは平成 37 年となるため、その時点における川崎港の貨物量の動向等も含め、土地利用と併せて事業費を再度検討する予定である。なお、供用開始は平成 40 年度を目途としている。

* リニア中央新幹線工事に伴う建設発生土の輸送ルートについて

建設発生土はリニア中央新幹線非常口の工事現場から、梶ヶ谷貨物ターミナル駅を経由して、基本的に鉄道輸送により川崎港の積出地まで運搬し、積出地からは海上輸送となる。

* 埋立てに用いる建設発生土及び受入れ時の環境への影響について

J R 東海のリニア中央新幹線工事による建設発生土の約 140 万立方メートルを受け入れて埋立てに用いる予定である。同社と交わした覚書の中で建設汚泥は受け入れないこととしており、埋立願書に示した基準を厳守した発生土のみを受け入れることとしている。受け入れる土の品質等の確認方法については、土の受入れまでに、市が定めていきたいと考えている。

また、受入れによる周辺環境への影響調査について、現時点で実施予定はないが、必要に応じて水質調査等を実施する予定である。また、運搬ルートの大半は鉄道輸送及び海上輸送であるため、車両を使用する一部区間を除いて陸上の交通負荷は掛からないが、一定程度影響が考えられるルートについては、低公害車両の使用など、交通負荷の掛からない十分な配慮を J R 東海に求めていく。

* 岸壁ではなく護岸を築造するとしたことについて

東扇島掘込部土地造成事業は土地造成が目的であり係船が目的ではないため、護岸を築造する計画としている。岸壁の必要性については、貨物量の動向を見据えた上で検討していくことになるが、仮に護岸を岸壁に変更する場合、構造

や水深によっては国と協議を行うとともに、港湾計画の変更を行った上で、岸壁化の工事を実施していくこととなる。

*** 地震時に想定される津波に対する埋立地盤の高さの安全性について**

計画の背後地及び周囲の地盤の高さと合わせた結果、現計画の数値を「基本水潮面＋4.00m」としている。これまでの川崎港における最高の高波が「基本水潮面＋2.75m」であるため、安全性は十分確保できていると考えている。

*** 経年による一般的な地盤沈下が埋立事業の実施に与える影響について**

堀込部については早急な土地活用を行いたいと考えているため、必要に応じて地盤改良を行いながら平成40年度の供用開始に向けて影響がないように進めていきたいと考えている。

《意見》

* 本事業については、埋立費用の追加や埋立用地の用途変更に伴う更なる本市の費用負担の可能性が払拭できず、また、詳細についての協議が行われていないことから、不安定な計画であると言わざるを得ない。直ちに行う必要性が感じられないとともに、リニア中央新幹線事業に手を貸すような工事は市民の理解を得られないと考えるため、本議案には賛成できない。

* 埋立ての地盤の高さについては、周囲地との高さを合わせたものであると思うが、地震発生時の津波対策という視点も取り入れて、今後の事業を進めてほしい。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第151号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第155号 平成29年度川崎市下水道事業会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 下水道使用料の納入通知処分の際し、消滅時効に掛かる期間についても下水道使用料請求を行った理由について**

川崎市下水道条例において、下水道使用料は、届出をせずに使用した場合は使用開始の時に遡り使用料を徴収するとされており、本事案においては、上下水道局が公共下水道への排出を確認した平成22年時点で調査を行った結果、平成4年からの公共下水道への排出が確認できたため、平成25年に、5年以上経過した過去の下水道使用料についても請求を行った。

*** 下水道使用料納入通知処分等取消請求訴訟の経過について**

第1審判決において、徴収金額については相手方の提出した資料により、一部の期間について排出汚水量の水量算定が異なっていたと認定され、一部減額となったが、平成4年からの下水道使用料を遡及して徴収すること自体は認められる判決となった。第2審判決においては、本市へ地下水揚水の届出がなさ

れていたことをもって、上下水道局において公共下水道の利用がなされていることの把握は可能であったとの理由から、第1審判決を取り消し、5年以上の遡及分については請求できないとの判決となった。これを受けて上告したが、上告不受理となり第2審判決で確定したことから、既に納付されていた5年以上の下水道使用料の遡及分について、相手方に返金する必要が生じた。

*** 地下水揚水に係る届出の把握状況及び関係局との連携について**

現在は地下水揚水の届出を所管している環境局に調査を依頼するなどの連携を図っており、下水道使用についての把握を適正に進めている。

《意見》

* 地下水揚水の届出がされた時点で関係局と連携することで下水道使用の実態を把握できることから、適正な下水道使用料の徴収を実施するために、今後、同様の事案が再発することのないように取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「諮問第2号 下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について」

《審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答